

平成27年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議 議事要旨

日 時 平成27年5月18日(月) 10:30~12:00

場 所 職員会館かもがわ3階大多目的室

(議事要旨)

議題1 京都市歴史的風致維持向上計画に基づく取組について

内 容 説 明

○事務局 【議題1】歴史的風致維持向上計画に基づく取組について、を御説明いたします。

まず、ア 平成26年度実績及び計画の進行管理・評価について、でございます。お手元の資料2をご覧ください。

平成24年度から、京都市歴史的風致維持向上計画に記載している歴史まちづくりに関する事業について可能な限り評価シートを作成しております。平成26年度は42事業について評価シートを作成しております。

限られた時間ではございますので、平成26年度の評価に関しての説明は抜粋という形で省略させていただき評価シートの構成と変更点について、ご説明させていただきますと存じます。

まず、ページ番号ー1評価軸①の組織体制についてでございます。こちらにつきましては認定計画の推進のための組織体制として、平成26年度の第1回、第2回の推進会議及び庁内連絡会について評価をしております。

ここで評価シートの構成について、簡単にご説明させていただきます。評価シートの組織体制について、をご覧ください。この評価シートは項目としまして、まず京都市歴史まちづくり推進会議及び庁内連絡会について、を記載しております。項目の

右手に評価対象年度、これは平成26年度の評価が対象となっております。その下に現在の状況としまして、実施済、実施中、未着手を記載する形になってございます。項目と現在の状況の下段に、実際に計画に記載している内容を記載する形になってございます。評価シートの中段、その下、定性的・定量的と書かれているところがございます。これは実際に昨年度の事業の取組状況について、評価について、を具体的に記載する形になっております。この下段に進捗状況としまして計画年次との対応、計画通りに進捗しているか、進捗していないかについての記載、その右手に実施検討にあたっての課題と対応方針、これはあれば書く形になってございます。一番下段に状況を示す写真や資料等を記載する形となっております。評価シートの構成は以上のとおりで、これ以降も同じように各事業について評価シートを作成する形となっております。

次に、ページ番号、京都市ー2・3評価軸②の新景観政策の取組でございます。

平成26年度は京都景観賞の「建築部門」を実施いたしております。京都の景観と調和し、更に創造的な視点が加えられた優れた建築物を募集し、市民・事業者等の皆様から御応募いただいた269件から、2回にわたる審査委員会を経て26件の表彰

を行いました。今回はそのうち2件の写真を添付させていただいております。また、優良な屋外広告物の設置に対する補助金制度において平成26年度は9件の補助を行っております。そのうち2件の事例を添付させていただいております。次ページには平成26年度8月までの屋外広告物の経過措置期間中に違反指導により是正されました屋外広告物指導事例を2件添付させていただいております。

つづきまして、評価軸③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項でございます。

ページ番号、京都市ー11の観光案内標識アップグレード推進事業でございます。平成23年度から京都の町並みにふさわしい「分かりやすくシンプルなデザイン」に統一して、観光案内標識のアップグレード事業を行っております。市内中心部から順にアップグレード案内標識の設置を行ってまいりまして、平成26年度においては、岩倉、八瀬などのエリアにも広げて設置を行いました。昨年度までに全体で505箇所設置をいたしております。

つづきまして、ページ番号、京都市ー12の「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進でございます。平成26年度においては、中核事業である四条通歩道拡幅事業としまして、平成26年11月から歩道拡幅工事を実施しているところであります。市内最大の繁華街である四条通りの烏丸～川端間におきまして、4車線を2車線化し、歩道を拡幅することで、公共交通優先化と歩行空間の創出を図ることとし、今年10月に完成する予定としております。

つづきまして、ページ番号、京都市ー16の旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業でございます。京都市が管理団体となりまして平成24年度からの4年間の予定

で、平成28年度中の一般公開に向けて修理を進めているところでございます。平成26年度は、主屋、玄関棟、茶室の修理工事を行いました。平成27年度は、防災設備、庭園、敷地内の整備を行う予定としております。

つづきまして、ページ番号、京都市ー19～24でございますが、景観政策課で実施しております、外観の修理・修景工事に対する助成件数の記入と代表事例の写真を添付させていただいております。平成26年度においても修理等のご要望にお応えし、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとします地区指定を行っている地区内での建造物の修理・修景は28件、個別指定としての歴史的意匠建造物については、2件、景観重要建造物については、12件、歴史的風致形成建造物については4件の修理・修景を行っております。

つづきまして、ページ番号、京都市ー30京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度 でございます。

平成26年は、20件の「選定」を行いまして、そのうち審査会で特に価値の高いと評価された5件を「認定」いたしました。

また、認定物件のうち、文化財指定登録を見込めるものについて更なる維持・継承の確実性を高めていくことを目的として、歴史的資産が持つ価値の保全、再生を図るための改修費助成である“京都を彩る建物や庭園”ランクアップ事業を創設しております。1件の助成を行っております。その物件につきましては、文化財指定登録に選定すべく調査を進めているところでございます。

つづきまして、ページ番号、京都市ー46から48にかけて、でございます。昨年度1年間、歴史まちづくりに関する事業を報道機関に取り上げていただきましたの

で、こちらでご紹介させていただいております。

つづきまして、ページ番号、京都市ー49 景観重要建造物・歴史的風致形成建造物の指定でございます。

平成26年度は歴史的風致形成建造物11件、景観重要建造物11件を指定させていただいております。

これまでの京町家中心の指定から寺社仏閣や近代建築等にも指定の対象を拡充しまして、平成26年度は、添付させていただいている写真にもありますように、上御霊神社、下御霊神社、梨木神社、壽ビルディング等を指定させていただいております。

つづきまして、ページ番号、京都市ー51でございます。こちらは地域の歴史まちづくりの推進に関する取組としまして、平成26年度に京都市市街地景観整備条例に基づく「地域景観づくり協議会」に認定いたしました「姉小路界わい地区」の取組を取り上げております。

以上が、ア 平成26年度実績及び計画の進行管理・評価について、でございます。

続きまして、イ 平成27年度に実施予定の歴史まちづくりに関する取組について、をご説明いたします。

こちらにつきましても、実施予定の取組について抜粋してご紹介させていただきます。

1つ目の取組としましては、産業観光局が所管しております「観光案内標識のアップグレード推進事業」でございます。平成23年度から京都の町並みにふさわしい「分かりやすくシンプルなデザイン」に統一しまして、観光案内標識のアップグレード事業を行っております。平成27年度が最終年度となっており、鞍馬、京北、淀等のかなり周辺のエリアまで広げていく予

定でございます。

2つ目の取組は、「京町家魅力発信コンテンツ～ムービーからムーブメント～」でございます。この事業は前回の計画変更で追加した事業になります。今年度から始まる新規事業となっております。京町家の魅力を伝える短編の映像作品を募集し、優秀作品を表彰することにより京町家保全再生の機運を高めるとともに、優秀作品を情報発信ツールとして活用し、幅広い層に京町家の魅力を伝えることで空き家の利活用や新たな需要層の掘り起こし、観光振興等につなげる取組を行っていく予定でございます。

3つ目の取組は、景観政策課が所管しております「伝統的建造物群保存事業」について、でございます。今年度も順次、修理のご要望にお応えし、補助事業を進めてまいります。また、平成25年6月に祇園新橋伝統的建造物群保存地区内にございます伝統的建造物の寄贈を受け、この地区や建物にふさわしい利活用方法を提案する事業者を、平成26年度に広く公募し、選定しました。今年度の夏、現代のセレクトリサイクルショップ「PASS THE BATON」として、京都祇園新橋にオープンする予定となっております。

4つ目の取組は、景観政策課が所管しております「歴史的町並み再生事業」について、でございます。平成27年度4月に先斗町地域を「先斗町界わい景観整備地区」に指定いたしました。これに伴いまして、今年度より当地区のうち「重要界わい景観整備地域」内の建造物につきましても外観に係る修理・修景工事費用の一部を助成対象とさせていただいております。今年度も修理等のご要望にお応えしていく予定でございますが、既に予算以上のご要望がきております。順次、補助事業を進めてい

く予定としております。

以上が、イ 平成27年度に実施予定の歴史まちづくりに関する取組について、ご

説明いたしました。

委員の皆様、御意見を賜りますようお願いいたします。

議 事 要 旨

○座 長 どうもありがとうございました。

ただいまの議題のうち、アにつきましては、推進会議において内容を確認し、方向性や進捗などについて意見聴取が必要であるということになっております。委員の先生方には忌憚のない御意見をお聞かせいただければありがたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○座 長 先に申し上げてよろしいでしょうか。たくさん事業を展開していただいている非常にありがたく思っております。異論があるわけではありませんが、もっとやっておられることをアピールした方がよいという印象を持っております。一つ二つ例を挙げますと、京都市景観計画が4月1日に改訂されましたが、これも歴史まちづくりにとっては重要な、ある意味、画期的な改定の内容であると思うんですね。日付は4月1日かもしれないけれども実際の取組や制度の改訂作業は26年度にやられてこられた訳で、それはちゃんと書くべき内容ではないかと思っています。2つ目の例としては、先斗町の例とか明倫自治連合会のことですが、先斗町も界わい景観整備地区の指定は4月1日ということでございますけれども、これも随分長い年月をかけて取組んでこられて歴史まちづくりを推進するという立場からすればその過程そのものが非常に重要な過程で評価すべき対象であろうかと思っています。指定されたということは一つのマイルストーンで、ある程度、次の段階へまた進みましょうと

いうことだと思うので、それはそれで大事ですが、それに至る過程を十分評価していただいているのではないかと思います。同じような意味で明倫自治連合会も昨年度に地域景観づくり協議会が発足して、この6月1日に景観計画に認定されるということで、そのこともさることながら、それに至る過程にずっと続けて、京都市と各地域との連携で進めてこられたことをしっかり明記してお書きいただいた方がわかりやすくなると同時に何をされているかということもアピールできると思います。2つよろしくお願いいたします。

○事務局 参考にさせていただいて、中に明記してまいります。

○座 長 ほかにご意見いかがでしょうか。

○委 員 今の座長の意見と同じ点ですが、この歴史まちづくり法の事務内容がきちっと整備されていて、京都市の事務局の仕事としてこのような進め方をされるのはわかるのですが、これが他都市と違って膨大な量だということもわかりますが、一方、関西の他の自治体と比べて、京都市から何を学ぶか、京都市がどうこの歴史まちづくり法による歴史まちづくりを推進しているかということの観点にたつて、例えば、このシートの一番最初にご紹介いただいた京都市歴史まちづくり推進会議及び庁内連絡会というのはこれでいいのかという議論があります。というのは、庁内会議も連絡会も非常に大事なのもちかくとして、例えば、文化市民局に関して言うと、

様々な市民団体、市民組織、例えば、大文字保存会から始まる五山送り火連合会とか、それからもちろん祇園祭の山鉾連合会、それから、もっとマイナーな無形、それからもちろん有形の団体と密に連絡を取っておられて、毎年それぞれの組織と連携している。

それから、次のページの新景観政策に関係して言うと、今、お話が出た地域、景観まちづくり協議会等が徐々に発足してという、こういう組織がしっかりと動いているということが、他都市から見たら大変うらやましいと言うか、それもそれぞれ組織的に市役所が対応して、毎年必要な予算措置をする、支援をする、それをさらに毎年少しずつ改善し、問題点を解決し、ということを着実に進めているわけですね。これこそ実は歴史まちづくりの本体であって、誰が歴史まちづくりを推進しているかという、実は市役所が御支援し、御協力いただいている市民の人たちが歴史まちづくりの主体なわけです。これは今言ったように、文化市民局が主に無形の、ソフトの部分を中心に担い、都市計画局あるいは建設局が有形の部分で着実に歴史まちづくりの成果をものにしているということがあるわけですね。

実はここには出てきませんが、この組織に実は他都市がまねできない京都のすごい力が込められていて、ちなみに京都市の歴史風致維持向上計画の中では6つのまちづくりの主体を挙げて、例えば、祈りと信仰のまちですとか、まちなかの暮らしのこととかと言って、それぞれ6つに分類される組織が今言った、有形無形ごとにあるわけですね。これは着実に実は進化していて、ここに書いてあることもそうなんですけど、例えば、祇園祭のあとの祭りが復興する、あるいはこれからまだ着々と進んで

いるところですが、巡行ルートを三条通に変えるというお取組も大変御苦労されながら進んでいるところでもありますし、この三条通に巡行ルートを変えということに関しては、ここにも出ているのは三条通の様々な主体が祇園祭の山鉾連合会だけではなくて、いわゆる有形無形のそれぞれの団体がその地区のまちづくり、景観のまちづくりとも連携しながら進めているということがあるわけですよ。

我々は京都にいますので、杓子定規のと言うか、このフレームにはまった報告書には書いていない部分が良く分かるわけですが、なかなかこういうものは他都市から見ると、このシートからだけでは見えてこない。例えば、東山における空き町家の取組なんていうのも、実は歴史まちづくりにとっては極めて重要な、それこそ他都市からすると、一番先に学びたいようなノウハウの蓄積がそこにあると思うんですね。ですから、何かもうちょっと工夫をしてこの論点を整理するということが必要ですし、その成果を今、座長がおっしゃったように市民、本来歴史まちづくりの主体である市民の皆さんに、どうお返ししていくかというキャッチボールのようなことも、御意見を伺うということも必要だと思いますが、それを進めてくるということが必要。

ただ、我々もこの歴史まちづくり推進会議にずっと参加しているものですから、この会議の限界というのは分かっていますが、本当は是非そういう形で、京都市が市民を巻き込んだ組織を京都市こそが作っていただかないと、ほかの町では全くできないと言うか、小さいからやりやすいということもあるとは言うものの、なかなか今言った有形無形の連絡とか、地域の皆さんの動員とか、あるいは宗教団体の皆さんの動員ということが分かってこないんです

ね。

先日、下鴨神社の式年遷宮の様子を僕見せていただく機会があって思ったんですが、あの下鴨神社といえど、相当大勢の地元の方が加わって、色々お手伝いをされている。それから、いろんな京都市民の方たちが色々関わってきて、それぞれお立場によって関わり方も違うんですが、恐らく祇園祭とか送り火とかというのは、我々、どういう地域の組織があるかというのは比較的良く分かっていたんですが、神社とかお寺とかを支えている人がどうなっているかというのは、まだまだ分かっていない部分がある。

今回、町家からそういう神社等にも政策の対象を広げてくるということで、神社とは直接交流があるとは思いますが、祈りと信仰のまち京都の祈りの部分がどういう組織になっているかと、私も新しく発見したんですが、まだなかなか分かっていない。今、話題になっているのは、そのサポートをする氏子集団ですとか、檀家集団というのが段々減っている。減っていることによって、従来の維持の仕方では限界が来ている。じゃ、それを寄付にするか、いろんな問題が出てくるわけですが、文化財政策が進んでいけば当然下鴨の場合もそうだったんですが、国宝重要文化財に指定されている建造物の修理を御指導いただいて、お願いすることになる。ところが当然、神社側にも負担金が出てくる。それが場合によっては膨大な額。それをどう地域と言うか社会が負担するかということは、また、将来考えていかないと。その観点からしても、市民の役割、主体としての歴史まちづくりの市民の役割ということが、今後、ますます重要になってくる。

だから、今こその歴史まちづくりということに立って、どういう支援組織がある

かということをもうちょっと目に見えて出てくるようにすると、次の施策を考えるうえで非常に役立つのではないかと思いますので、もちろん、こういう成果が出ているということをしてPRするというに加えて、ちょっと体系的な市民の推進体制というのを調べていただきたいと思います。

○座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 評価シートの作り方なんですけれども、たくさん項目がある上にこの1枚の中に入れ込もうということで、こういう形になっていると思うんですが、ただ、例えば、例として1枚目を見てみると、現在の状況で実施済、実施中、未着手という分類があって、これ、全てが実施中のところにマークがついているんですね。あるいは進捗状況の方も、計画どおり進捗している、計画どおり進捗していないという項目の中で、ほとんどが、例外的に一つ二つが下の計画どおり進捗していないで、残りは上にマークがついているんですね。分類というものを考えたときに、全部1箇所に集中する分類の仕方は果たして適切かというのがちょっと疑問でして、確かに皆さん頑張って計画どおりに進行していらっしゃると思うんですけれども、でも、やはり評価シートの意味というのは、問題点を明らかにすることにあると思いますので、計画どおり進行している中にどういう問題点があるかということが分かるような表現にした方がいいのではないかなと思います。

危惧するのは、こういう表現の仕方にしてしまうと、計画どおり進捗しない施策を提案しなくなってしまうと言うんですか、しないことの方がほとんどないので、すぐ目立ってしまうので、そういうチャレン

ジグザグなことをしなくなってしまうという
ことを逆に危惧します。

○座長 ありがとうございます。

今の御意見の御趣旨を酌んでいただき
て、よろしくをお願いします。

いかがでしょうか。

○委員 12ページの「歩いて楽しいまち
なか戦略」のところですけど、この4車線
を2車線化して歩いて楽しいまちを作る
というのはとても大事なことで、いいこと
だと思んですけども、我々のこの推進会
議として風致維持向上施設とこれは位置
付けられているんですね。ここにCGが出
ているんですけど、このプロジェクトに対
して風致維持と言うか、景観と言うか、そ
ういう視点で何か配慮していると言うか、
あるいは景観の視点からこのプロジェクト
の進行に何か意見を言う機会があるのか
とか、そこら辺をちょっとお尋ねしたい。

○事務局 建設局でございます。建設局で
は都市計画局と協力してやっている事業
がございまして、事業の趣旨自体は、公共
交通機関を利用して歩いて楽しいまちづ
くりという趣旨でございますけれども、
元々舗装につきましても商店街の方で作
った石畳、石張りですか、自然石の舗装と。
あるいはそのときにデザインした横断防
止柵につきましても、一定デザインを考慮
したと、景観に配慮したという位置付けで
元々が作ってございますので、今回の歩道
の拡幅に当たりましたも、それを尊重して
と言いますか、そういうスタンスで景観に
配慮してやろうということにはございま
すし、あるいは電線共同溝、無電柱化の事
業も既に終わっておるんですけども、そ
の地上機器の配置をどうするかというこ
とでもできるだけ景観に配慮できないか
ということも含めて検討しているという
スタンスで、景観についてもということにな

っているのかなと思います。

○座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 私もたくさんの事業をされて
いることにつきましては、非常に敬意を表
するんですが、前もちょっとお聞きした
んですが、資料2の49ページのところで
ございますが、これにつきまして先ほども
説明ありましたが、上御霊神社ですとか、
下御霊神社も含めた指定等がなされてい
ることなんです、文化財の分野で指定
とか登録というのもやっておりますので、
この辺の住み分けにつきまして、もう一
度教えていただけたらありがたいです。

○座長 よろしくをお願いします。

○事務局 景観法で、例えば、景観重要
建造物に指定できますのは、重要文化財
とか国宝は除かれる、指定できないとな
っておりまして、そちらは文化財の枠組
みの中できっちり保全をしていこうとい
うことがされております。

景観の考え方としては、それに乗らな
いものについても景観上とっても大事な
ものがたくさんあるという認識で、そう
いうものについて積極的に景観重要建
造物と指定することによって、しっかり
守っていくための枠組みをはめていき
たいという考え方でやっています。

○委員 将来、指定とか登録になれば
どうなるのですか、ダブルになるのです
か。

○事務局 その場合は、景観重要建
造物は外れる形になります。

○座長 登録は重なりますね。同じと
ころで同じような趣旨ですけども、社
寺の方も対象に加えられたという大き
な展開があるのに書かれていないです
よね、御説明はありましたが、制度の
何と言うのか、実質的に大きな転換
を迎えたときは書かれた方がいいと思
いますね。

それと、先ほどの他の委員と同じような趣旨ですけども、これまで5年ほど経過して6年目になってきて、そして、景観重要にしろ、歴史的風致にしろ、ちょっと数えてみると二百六、七十ですか、いくんですよね。京都市の目標が町家、今4万8,000軒のうちで500とか600とかおっしゃっていて、大体半分ぐらい到達しているので、ある意味で所期の目標に大分近づいているということ、それから年数が経過してきているということ、転換点を迎えたということもあって、今後、どういう風に全体を進めていくか、歴史的風致、景観重要、そして彩る制度、さらに登録、市指定、府指定等があるわけで、その辺の連携プレーと言いますか、それぞれ庁内会議で情報交換されているというのはいかがなんでしょうけれども、全体の方向性と制度の使い分けと言うのか、それぞれ適材適所があると思うんですけども、その辺を十分御検討いただいて、今後、うまくやっていけるようにしていただけるとありがたいと思います。その中で、できるだけいいものは、京都府の方でも色々お考えいただけるんでしょうし、期待しているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 お伺いと、あと一つは意見なんですけれども、様式1-3というところの歴史的風致維持向上計画の進捗状況のところなんですけれども、ここずらっと今回36まで並んでいるんですが、この並び方というのは景観計画の方と整合するためにこういう並びになっているのかどうかというのは、ちょっといろんな事業があっちいたり、こっちいたり、前回、昨年度も伺ったかと思うんですけども、並びが景観計画に従っているとするならば、やっぱりもう少し評価シートの中で、一応、計

画に記載している内容というところで文言はあるんですけども、どこに対応しているのかというのを何か記載していただいた方が分かりやすいと思います。もし、ランダムに並んでいるとするならば、もう少し事業ごとに、どういう風致維持向上を目指しているのかという、それぞれのカテゴリーごとにやはり並べ直していただくという方が分かりやすいのではないかなというのが1点です。お伺いというのは、どういう並び方のロジックがあるのかということですね。

あと、これは意見なんですけれども、進捗評価シートの中の実施・検討にあたっての課題と対応方針というところが書かれていないシートがすごく多くあるのが気になっていまして、やはりそれぞれの事業を見ても課題はたくさんあるように思われるのですけれども、ここを書き込んでいないと評価したことにならないと言うか、ここまでやりましたということは非常に頑張っているのだから、非常に素晴らしいと思うんですけども、この実施・検討にあたっての課題と対応方針というところをもう少し充実して書いていただければなと思いました。

以上です。

○座長 ありがとうございます。

どうぞ、お答えいただけますでしょうか。

○事務局 評価シートの並びなんですけれども、この本体の方、歴史的風致維持向上計画の第7章に施設の整備とか管理に関する事項というのがあるんですが、この順番で一応書かせていただいております。

それから、評価シートの中で実施・検討にあたっての課題と対応方針なんですけれども、そうですね、ちょっと頑張って書かせていただく方向で考えていきたいと思っています。

○委員 その7章で並んでいるのであれば、7章のどこに当たるのかというのを、何か計画に記載している内容の最後のところにでも少し書いていただくと、対応して見ることができるのかなど。一々どこの計画なのかというのを探さなきゃいけないのがちょっと、どこの事業なのかというのが分かっていないと、ちょっと見づらいかなと思います。

○事務局 大変申し訳ございません。

一覧表が今日の資料3にありまして、各事業が並んでおるわけでございますが、これの左の方、所管局の隣に頁と書いてあります。7章の中で出てくる順番がこの順番になっております。これと各評価シートがなかなか対応できないという御指摘だと思いますので、そうですね、合わせられるように工夫をしたいと思います。すみません。

○座長 先ほどの委員から御指摘いただいた課題と対応方針の中身ですけれども、項目によっては、ここ数年同じ内容のものがあるようにも見受けられるので、ちょっとまずいのじゃないかという気がします。御検討いただければと思います。

他の委員の方、いかがでしょうか。

○委員 私は民俗学を専門にしておりますので、どうしてもここに上がってきている、取りあえずはハードのものが表に出てきていると思うんですけれども、恐らくこの事業を進めるに当たって、地域にお住まいの住民だとか、あるいはそれを支援なさる方とかの、多分、恐らくあらゆる意見が出て、大変御苦労があるだろうと推察するのですが、実は、京都ではなくて、地方の都市でも少しずつこういうことを進めようと思っていて、そういう現場に行き当たることがあるんですけれども、京都よりも恐らく地方の方がよりそういうことが

強く出ると思うんですね。そういう場合に、どういう風にそれを整理し、また解決してくださっているのかといったノウハウが具体的に教えていただけるような、こういう会議の場ではお出しになりにくいかなと思うんですけれども、それが勉強できる何か報告書のようなものができたらというのが希望的意見でございます。

○座長 ありがとうございます。

最初の方に出た意見と関連していると思うんですけれども、国に対する評価、報告とは別に市民向けにと言うか、こういう活動をされている人たちに色々な情報が、交流できる情報の場になるんでしょうか、それを作っていただけるとありがたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 もう1点いいですか。

○座長 はい。

○委員 今、他の委員がおっしゃったことは、確かに本計画の第7章、7-1にある歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項というのがありまして、その2の整備又は管理に関する事項の説明をしているところですが、この1を読みますと、整備を推進するうえで、道路や公園等の公共施設の整備は歴史的背景をもとにした復元や、歴史的な町並みに合わせた整備を行いうんぬんと書いてあるんですが、この項目を一旦整理して、もっとがっちりした歴史都市にふさわしい公共空間の整備というパブリックスペースの整備という方針でまとめ直したらどうですかね。

例えば、今の歩くまちも、これは恐らく建設局、都市計画局の部局の並びに合わせてそれぞれ、そこでまち美化推進、歩いて楽しいまち、自転車等駐車場の整備という組織図に合わせて作っているんだけど、

例えば、もう既に京（みやこ）のみち整備事業というのが、（４）に京（みやこ）のみちデザイン指針の策定というのがあって、これはかなり包括的なプランなんですよ、建設局が作った中で。もちろん、このほか電線地中化とか、さらに植栽関係になってくると部局を若干またぎますが、ということがあって、ここで正に第７章で言っている歴史風致維持向上施設の整備、特にパブリックスペースの整備をみちのデザインガイドラインでやっているわけですよ。これに加えて、今、バス停が急速に良くなっている。それぞれ並木、街路樹の再整備ということも着実に進んでいる。観光標識がその一連の中にあるわけですよ。

ですから、これ、屋外広告物以上に非常に大きなパブリックスペース、いわゆる道路、公園等公共空間の整備ということなので、そこでもう一度整理するとですよ、道路修景整備事業から始まっていくこの並びそのものを変えて、例えば、景観計画で言う歴史的都心部の中ではこの道路修景が行われ、その周辺建造物修景地区等では、京（みやこ）のみちデザイン指針に沿ってうんぬんというような、面的な説明もできやすいと思うんですね。さらに重点的に電線地中化をしているところ、さらに歩道の拡幅等で歩くまちを推進しているところと位置付けると、歴史風致の向上にこの道路事業がどう関わっているかということが見えてくる。この計画を作ったときはまだそこまで整理されていなかったんですけど、この間大分発展してきて、やっぱり外から来た人が褒めてくれるのはそういうところですよ。放置自転車撤去もそうだし、バス停とかがみるみる良くなっていて、それと広告物規制が相まってということはどうやっているんだと聞かれた

ときに、この第７章の説明ではちょっと弱いので、やっぱり体系的にここは書き直した方が、全国の範となるうえでも大きいと思うので、建設局に御協力いただいて、ここはちょっと、正に歴史的風致維持の市民に１番、目に付くとこじゃないですか、観光客にも市民にも１番、目に付くところで、着実にこの公共空間が良くなっているということを示すような形で書いていただくと、第７章、最後の方ですけど、重要などこなんで、ちょっと来年度に向けて考えていただけませんか。

○事務局 その件につきまして、事業概要はそれぞれあるんですけども、これのまとめ方と、それから、まとめるときの考え方といいましょか、整理の仕方、それをちょっと加えて、各事業シートを並べかえると、この辺もちょっと検討をしたいと思います。

○委員 計画も修正できますよね。

○事務局 毎回、こういう形でパブコメを行って、計画を変えてということを行っておりますので、それは景観重要建造物を加える場合にもその作業がございます。歴史的風致形成建造物などを加える場合にも、その作業がございますので。

○委員 ちょっと大がかりかもしれませんが、７章全体を書き直す、７章全体を並べかえるくらいのことをしてもいいわけですよ。厄介かもしれないけど、協議の時間は掛かるかもしれませんが、でも、それはやる価値あるんじゃないですかね。

○事務局 はい、検討します。

○委員 新しいことをやれと言っているわけじゃなくて、既にやっていることを上手に書けと言っているだけの話ですから、すいませんが。

○座長 話をすればするほど仕事量が

増えていくという結果になっていって、申し訳ないんですけども、京都市に対する期待は非常に大きいところがありますので、どうぞよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、次の議題の方に移りたいと思います。

議題2 京町家の保全・再生に向けた耐震化施策（情報提供）

内容説明

○事務局

京都市都市計画局建築安全推進課というところで住宅建築物の耐震化施策を担当しております。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、歴史的風致維持向上計画の様々な取組がある中で、私の方からは、その中で幾つか京町家の耐震化に関する施策を扱っているものでございます。ちょっとトピックとしましてそういう部分を御紹介させていただきます。

まず、前段としまして、前提、位置付けを申しますと、お手元の資料2の方で、先ほど事務局から説明がございました評価シートの中でどれに該当するかというのをお手元の資料で言いますと、資料2の目次がございしますが、22から25、この4つの事業が私の方から今から説明する該当事業ということで、京町家の耐震診断士派遣事業ですとか、耐震改修助成事業、つまり京町家の耐震化を進めていくために様々な支援をしているということでございます。

本題に戻りまして、画面の方で説明させていただきます。

まず、京都市では耐震改修促進計画というものに基づきまして、住宅建築物の耐震化を促進しております。ちょっと概略を御説明しますと、対象としましては、昭和56年5月31日以前に着工された住宅建築物、

これは建築基準法がこの時期に改正をされました、この時期に耐震基準が強化をされました。それ以前の建物につきましては、耐震性が弱いということと言われておりますので、この時期を境に耐震化の施策の対象としているということです。

京都市におきましては、平成27年度末を目指して、今年度末ですが、住宅建築物の耐震化率を90パーセントということで目標設定をしております。今のこの計画の進捗状況、若干古いのですが、計画の策定から4年を経過しました、平成23年のときに進捗状況を検証いたしました。今、御覧いただいております棒グラフにつきましては、住宅の耐震化率の進捗状況ということですが、真ん中が平成27年の推計という形で、住宅の耐震化の状況につきましては、9割、90パーセントを目標ということですが、推計でいきますと、79.7パーセント、約8割ということで、90パーセントには約10パーセント届かないという状況でございます。このままでいきますとそういうことなんですが、これをさらに施策的にあと押しをしなければならない、この10.3パーセントというのは、丁度戸数換算しますと7万3,000戸ということで、この7万3,000戸の耐震化に向けて、様々な支援、取組を京都市で行っているところでございます。

その中でも、特に昭和56年以前の中でも京都におきましては、京町家というところ

で非常にたくさん古い木造住宅がございますので、京都市の状況ということでございますと、本市固有の低層高密度の中心市街地ということがあろうかと思えます。これは棒グラフでお示しをしておりますのは、直近の住宅・土地統計調査という調査に基づくものですが、施策の対象としましては、こちらの昭和55年というところまでの、丁度この辺りですね、この辺りが耐震化施策の対象ということになります。大体35パーセントという数字になりますが、その中で特に昭和25年以前、京町家を主体とした建物、住宅につきましては、10.3パーセントということで、全国と比較しますと、旧耐震という位置付けでいきますと、大体35パーセント程度でほぼ同じ数、同じ割合なんですけれども、25年以前ということで特化しますと全国の5.2パーセントの倍ということで、京都ではこういう25年以前のものに特化した保全・再生策が必要という認識しております。

京町家につきましては、当然、その外観、景観上の修理・修景の事業も大変重要なんですけれども、耐震につきましては、構造的な観点でということで、少しこちらの方も御紹介をさせていただきます。

京町家は、いわゆる最近の建て方で言いますところの、在来工法という建て方とは違うというところで、主に土壁が用いられたりとか、筋かいがないとか、土台がない場合もあったりとか、ということで、最近の建て方のいわゆる筋かいで固めたり、金物で固めたりとか、固い壁でがちがちに固める構造とは違う、いわゆる建物の変形を重視した耐震化の考え方で建てられているということでございます。

こういった京町家に特徴的な構造、これを十分に生かした耐震化の施策が大事だということ、京都市では、これをごっ

ちやに考えるのではなくて、京町家に特化した耐震化施策というところで取組を進めているところでございます。

今のお話を整理いたしますと、建築基準法上は法的な位置付けとしましては、いわゆる京町家は構造規定以外もそうですが、構造につきましても、いわゆる建築基準法には合致しない部分がたくさんございます。いわゆる建築基準法は、特に木造住宅につきましても、仕様規定と言われる形であらかじめ建物の仕様を規定した構造というのが主体的になった法体系になっておりまして、例えば、今、木造住宅を建てようとするならば、鉄筋コンクリートを基礎にしたりと、土台を基礎に緊結をする。あるいは筋かいや合板なんかで固く建物を固めるとか、金物をしっかり使うとか、こういったことがあるんですけども、そういった仕様が京町家については当然ながら伝統的な建物の建て方ということで、そういうものはない、そういったことで建築基準法には合致をしないということで、いわゆるこれは、法的には既存不適格という言い方をしております、決して駄目ですということではないんですが、京町家につきましては、こういった構造。こういった構造を当然ながら生かしていく、京町家の暮らしと文化を継承するためにも、こういった構造の部分につきましてもきちんと継承していきましょうというのが一つの思想ということで、こういった法的な部分にも現状課題はございます。

もう一つ、京町家を取り巻く状況ということで、平成20年、21年のときに京町家まちづくり調査ということで、市内の京町家を全数調査いたしました。こちらで4万8,000件の京町家を確認したということですが、現状、こちらにつきましても、年間約2パーセントの割合で滅失をしていると

ということが言われております。

ここでちょっと言いたいのは、京町家が適切に維持管理をされていますかということなんですが、この4万8,000件の外観調査をしましたところ、目視の範囲ですが、建物の状態が不十分あるいは今すぐ修理が必要と、こういう管理が不十分な部分につきましては、全体の3割に上るということですが、さらに言いますと、4万8,000件の中の5,000件につきましては、空き家と思われるものです。こちらについては、さらに管理不十分というのが全体の6割程度にも上るといった状況がございます。

今、申し上げた法的な構造の法的な課題、それから、こういった京町家をきちんと維持管理をしていくうえでの今のこういった現状の課題、そういった部分がございます。ちょっと2点整理をさせていただきます。

京町家の耐震化施策の課題、対策ということで、まずは2点、今申し上げたおさらいですが、1点は法的な課題、京町家の構造は現状の構造規定に適合していない、現行法に合わせた改修が困難ということですね。

それから、2点目が維持管理上の課題、ちょっとほかにもいろんな様々な相続ですとか、いろんな課題はあるんですけども、ここは特に構造に特化した話とさせていただきます。この2点ですね。

京町家は従来からきちんと、出入りの大工という言い方もありますけれども、決まった方が出入りして、定期的に維持・修繕をしてきたという文化もある中で、現状、今のこの時代においては、そういったこともなかなか継承はされておらず、十分な管理がされていない。あるいは京町家の構造に合った適切な改修がされていないケースもあるということですね。

この2点に対して、京都市の耐震化施策におきましては、一つは、法的課題に対しては、京町家の構造に適した耐震化指針を整備し、それに基づく支援制度をやっていくということで、京町家の耐震診断士を派遣する事業、あるいは京町家の耐震改修に対して補助金を交付する事業、こういったものを行っています。

それから、維持管理上の課題ということにつきましては、やはり実際に工事するのは大工さん、工務店ということで、きちんとそういった京町家の構造に合った正しい改修方法を普及していこうということ。それから、多くはなかなか耐震化といいますが、お金の掛かる工事をおいそれとされるということもなかなかないので、やはり何かのついでに耐震化ということで、リフォーム工事に合わせて簡単にお使いいただけるような、市民ニーズに合った耐震化の施策は必要だろうということで、これは事業名としましては、まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業、こういったものがございます。後ほど御紹介をさせていただきます。

こういった方針にのっとりまして、京都市では、耐震化施策、平成6年度の阪神・淡路以降、様々な取組をやっているところがございます。画面の赤字で示したところが、その中でも特に京町家に特化した支援制度ということで、平成19年度新景観政策が打ち出されましたのと足並みをそろえまして、京町家の耐震化施策につきましても、このときから京都市で力を入れてやっているところでございます。

まず、法的課題の対策としまして、京町家に適した耐震化指針の整備ということで、建築基準法の改正の当時の状況、平成12年頃ですけれども、性能規定化ということが導入をされました。いわゆるそれま

での仕様規定という、先ほど申しましたとおりのものが合致をしなくても、計算によって性能が確保されていることが分かれば、それでいいですよという趣旨なんです。その中で、限界耐力計算という方法が導入されたことで、様々な京町家に、木造住宅に求められておりました仕様規定に適合しなくても性能規定で評価ができればいいですよということが、平成12年の法改正で導入をされた。

つまり、仕様規定の多くを満足しない伝統工法の京町家について、そういった現行法の枠組みの中で泳いでいく活路が見いだされたということですね。この法改正をきっかけに、京都市ではこの限界耐力計算という方法を用いた指針を策定いたしました。日本建築構造技術者協会関西支部と共同いたしまして、中身の御説明は割愛をさせていただきますが、多くの技術者が限界耐力計算の手法を用いて、簡単に計算できる計算手法ということで整備をしたものでございます。

これに基づきまして京都市では、京町家に特化した耐震診断士の登録制度を設けまして、様々な技術者、建築士の方に御協力いただいているところでございます。

この指針に基づく支援事業の実績を御紹介いたします。

これは、耐震診断士を派遣して、利用者のお宅の耐震診断を実施する事業、大体年間、近年ですと200軒から300軒程度の御利用ですが、京町家につきましては、平成19年度から実施しているところでございます。特徴的なのは、平成23年度はかなり件数が増えております。これは、東日本大震災が起きて、やはりそういった大きな地震が起きたときは、市民の方もかなり関心が高まって、件数がぐっと伸びたという状況でございます。それ以降は、徐々に関心が

薄れてと言いますか、件数がちょっと下がっているという状況でございます。

こちらは、耐震改修助成事業、いわゆる耐震改修工事に対する補助金の交付の事業でございます。こちらにつきましては、京町家、同じく平成19年度から実施しておりますが、件数としては非常に少ない状況でございます。冒頭で7万3,000戸の耐震化が必要と申しましたが、実際に補助金を交付している事業は、年間精々数十件程度といったのが現状でございます。これではなかなか耐震化が進まないという認識のもと、もっと市民の方に使いやすい耐震化の制度を立ち上げようということで、これが先ほど申しました、まちの匠の知恵を生かした京都型耐震リフォーム支援事業というものでございます。こちらにつきまして、若干、御紹介をさせていただきます。

まず、こういった制度の創設に当たっては、耐震改修に関わるいろんな方、制度の名前にもありますけれども、まちの匠と呼ばれる大工さん、左官屋さん、板金さん、金物屋さん、瓦屋さん、建築士さんと。様々な職能を持った方にお集まりをいただきまして、どうすれば市民にとってより使いやすく、分かりやすく耐震化に取り組んでいただけるかといったことを検討して、行政だけで考えるのではなくて、事業者も巻き込んで検討した経緯がございます。その検討の結果、平成24年度からこの事業を立ち上げているところでございます。

この制度の特徴としましては、まず、工事費用の負担が少ない。まちの匠の事業は後ほど紹介しますが、耐震性が向上する工事をあらかじめメニュー化しておきまして、利用者の方はメニューから選んでいただくだけで補助金の対象となる工事をやっていただけるということですね。予算の範囲内で、少ない費用負担で効果的に耐震

改修に取り組んでいただける。それから、
手順が簡単ということで、診断を特に求め
ておりません。メニューから選んでいただ
くだけです。簡単な書類ですぐに着工し
ていただける。それから、構造に合った工
事のメニュー化ということで、冒頭に申し
ましたとおり、京町家といわゆる最近の建
物では構造の考え方が違いますので、京町
家とそれ以外のものはメニューを分けて
おります。それから、これは施工業者を市
内事業者に限定しております。市内事業者
の仕事起こしにもつなげていこうといっ
たことで考えております。

こういった取組の中で、工事メニューと
しては画面に御紹介しておりますが、例え
ばですけれども、傷んだ土台や柱を修繕し
たりとか、ゆがみを直したりとか、屋根を
軽くしたりとか、あとは基礎を補修したり
とか、そういったいわゆる耐震改修と言わ
れるものから、ちょっとニュアンスの違う
本当に建物を維持・修繕することも含めて、
幅広く補助の対象にしているということ
ですね。

こういったところでやはり古い建物に
ついては、経年劣化で傷んだ部分を直すだ
けでも耐震にとっては非常に大事なこと
ですと、そういった思想をこのメニューに
落とし込んでいます。いわゆる壁をたくさ
ん入れて補強するというものではなくて、
こういう維持修繕に関するメニューを設
けたと。右の方に補助限度額とございます。
それぞれ、このメニューを使えばこの補助
額というものを設定しまして、たくさんの
メニューを組合せていただいて、最大で60
万円まで補助をするといった制度でござ
います。

例えば、こういった写真にも御紹介して
おりますとおり、傷んだ柱をこういった新
しい健全な材で根継ぎをしてということ

ですね、こういったメニューですとか、あ
るいは瓦ぶきの屋根、下に土がふかれてお
りますが、この土を撤去して屋根を軽くす
る、そういったメニュー。

それから、これは伝統工法のメニューで
すが、伝統工法の足元、非常に心もとない
石が乗っかっている、これを足元を少し安
定化をさせるために、礎石と言われるもの
を幅広い大きなものにすげかえるといっ
たメニューですね。あるいは、こちらも伝
統工法ですが、土壁のこういう古くなって
剥落したものを健全に塗りかえるといっ
たものですね。あるいは、京町家の側柱の
足元というのは、結構何もつなぎがなく
て、地震が起きたときにばらばらに動い
てしまっただけで危ないということで、こ
ういった形で足元を柱同士をつないで補
強するといったメニューもございます。

こういった形でいろんなメニューがご
ざいまして、支援制度をやっております。
24年度から立ち上げをしまして、3年間
で、今御覧いただいておりますけれども、
実にまちの匠につきましては、合計で約1,
500件の申込みをいただいております。年
間約500件平均でいただいております。平
成16年から本当に短い棒グラフの部分、
これは従来型のいわゆる耐震診断をしっ
かりして、建物をパーフェクトに耐震化
をするといった事業をやっておったところ
を、それを劇的にリフォームのついでに
使えるような使いやすい制度にしたこと
で、市民の方、これだけ多くの御利用を
いただいております。

参考に利用メニューの状況ということで
御紹介をさせていただきます。

こちらの方、例えば、伝統工法を見て
いただきますと、屋根の軽量化というのが
非常に多いんですね。それから、水平構
面の強化、これは何かと言いますと、屋
根を軽

くすると合わせて、下地の合板を補強するというので、こういったメニューを組合せて使っていただくケースが結構多いですね。

あと、在来工法と比べますと、伝統工法につきましても、ほかのメニューも結構バランス良く使っていただいているかなど。こういったところからも、京町家のやはり維持修繕に関するニーズと言いますか、いわゆる在来工法と比べますと、バランス良く多くのメニューの利用ニーズがあるなところなんです。京町家を維持管理していくうえで、本当にまちの匠の制度というのがかなりマッチした制度なんだなというところで御理解いただけると思います。

今までの支援制度の話ですが、京都市では当然のことながら7万3,000戸という膨大な数の耐震化の対象を全て補助金予算で賄うことはできませんので、様々な普及啓発の取組も併せて行っております。これは本当にまちの匠の制度の創設に関わっていただいた、様々な職能の事業者の皆様にも手弁当で御協力いただいております、地域に出向いて行って、耐震化の普及啓発の取組、様々な学区単位で取組を行っているところでございます。特に昨年26年度からは、よりきめ細かな普及啓発の取組をしていこうということで、京都市域を5ブロックに分けて、その5ブロックごとに事業者の方もチームに入らせていただいて、顔の見える関係の中で普及啓発の取組をやっております。

あとは、耐震の専門家を派遣したりとか、様々な事業者に関する情報発信ということで、やはり市民の方は誰に頼んでいいかわからない、耐震化はどうやって進めていいかわからないというニーズもございませぬので、こういった情報発信も積極的にやっておりますのでございます。こういった

ソフト面での普及・啓発の取組も様々力を入れてやっておりますのでございます。

最後でございますけれども、今申し上げたところを総括的に耐震化施策の方向性というところで、京町家に特化した取組ということで、やはり歴史都市京都の重要な構成要素である京町家、これを保全すべきものはきちんと手を入れていきたいと思いますのでございます。

それから、2点目がやはり市民の多くの方は、なかなか耐震改修だけ取組むというのは、正直皆無ですね、ほとんどそういうケースはございません。何かのついでにやっていたらこうということで、リフォーム工事のついでにまちの匠事業もお使いいただきながら、できることから耐震化をしていこうということですね。

それから、最後はいわゆる普及・啓発の面ですが、やはり最後は結局市民と事業者の関係性の中でいかに耐震化が進んでいくかということが重要になりますので、きちんと信頼できる関係性の中で事業者の方、きちんと市民のよき相談相手となっていて、まちの匠の活躍の場を広げていくことが重要だということで、普及啓発の取組も事業者の方と一緒に進めているところでございます。

スライドは以上になりますが、参考にお配りしております黄色いリーフレットですが、開いていただきますと、京都市で行っております耐震化施策、様々ございまして、上に建物のカテゴリーが書いてございます。木造住宅・京町家、分譲マンションなど様々なものを書いてありますが、今日御紹介しましたのは、一番左端の木造住宅・京町家、これに関する支援事業の取組を御紹介したところでございます。中でも、その木造住宅とは別途、京町家に特化した取組ということでございます。

少々長くなりましたが、私の方からは以

上でございます。ありがとうございます。

議 事 要 旨

○座 長 どうもありがとうございました。

今の御説明について、何か御質問ございますでしょうか。

○委 員 質問というより意見なんですけれども、住宅の耐震化率を90パーセントにする、あと7万3,000戸というのは、絶対に現実的じゃないと思うんですけども、まず、90パーセントという目標設定も、国から言われてしようがなくだと思っんですけど、京都市の空き家率は14パーセントありますので、空き家に手を付けなければ絶対にこれはクリアできないですね。じゃ、空き家の所有者がほったらかしにしている住宅にお金を掛けるかという、なかなか難しいと思うんです。

私はだから、空き家に手を付けるべきだと思っているんですけど、そのときに、少なくとも町家に関しては、私は京都市がお金を出して耐震改修をやってしまう、空き家に関して。その代わり所有者からただで20年とか30年とか借受けて、そこで工事費をペイしていく形にして、借上公営にしちゃうというのがいいと思っているんです。借上公営というのも、住む人はある収入以下の人という借上公営じゃなくて、適正価格で貸すという。京町家はそこを使いたい人というのは、住みたい人や、そこをお店にしたい人というのはすごくいるんですね。需要の方があるけど、供給がないという関係なので、そこをうまく所有者に働きかけて活用していく、そして、耐震化もしていく。固定資産税ぐらいはゼロにしてあげられるけどぐらいでやっていくというのが

いいんじゃないかなと私は思っています。

○座 長 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。正に本当に京町家は様々な課題がある中で、今おっしゃった様々な観点で対応が必要になるかと思いますが、本当に京都市もいろんなセクションで空き家対策、あるいは密集市街地の対策、耐震も含めてですが、いろんなところがそれぞれやっているということではなくて、今現状としましては、そういった取組を連携して普及啓発もやっているということもございまして、そういったところをさらに進めていく取組が、今おっしゃったようなことなのかなということ認識させていただいております。ありがとうございます。

○座 長 よろしくお願ひします。

ほかにいかがですか。

○事務局 耐震という視点から言いますと、こういう格好なんですけれども、京町家という視点から言いますと、先ほどありました各課が連携してということですけども、今年の4月から京町家ということで横にくし刺しするといひましようか、そういう組織を作りました。京町家の担当セクションを課長、係長、それから担当がおるセクションということで、具体的にこういう耐震施策とかを持っているわけではないんですけども、どういう風に取り組んでいくかというのを横の連携を強めるということが始まったところでございます。

最初に今年度の事業として紹介させていただきましたムービーとか、そういったところ、それから、ファンドを使ってどう

いう風に事業化していけるのか、こういったことも併せて検討していきたいと思っておりますので、まだまだ耐震化という面では弱いんですけれども、横に連携しながら進めていくということで取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○座長 どうぞ。

○委員 今回の借上公営というのは、御所東団地で住宅供給公社がやった実績があったんですけど、あの制度を作ったんだけど利用が少なくてやめてしまったんですよ。だから、結局地域でお取組になっている皆さんの方が、その仕組みに乗っかる提案をしてくれたら、制度的には住宅供給公社をかませるとかして既に実績あるので、やりたいことなんでしょうけど。やっぱり空き家を見つけてそういう仕組みに所有者の方を誰かが口説いてくれるような地元の力というのはまだまだ必要なだろうと。御所東団地の仕組みは非常に良くできていたことだと思うんですが、なかなか普及しなかったというのが一つ。

それから、今、民間の不動産会社さんを含めて町家、長屋を探してきてリフォームして売る、あるいは古いものを買って個人でリフォームするというのがあって、その種のものに今この数だけほぼ使っているということですよ。あと、住宅ではなく、店舗で不動産や歯医者さんとか、我々の京町家ネットとかを通さずに、ドゥー・イット・ユアセルフで直す人がいますよね、あそこには普及しているんですかね。まちの匠を通さなくて勝手にやっちゃうというのは。

○事務局 そうですね、すいません、ちょっと前提としまして御説明不足でしたが、この耐震化施策はまず優先順位からいき

ますと、市民の命を守るということで、住宅が対象になっておまして、京町家の中でも店舗等についてはこの支援制度の対象にはなっていないんですね。

○委員 だから、市民の命を守るということでいいのか、歴まち推進協議会などで、そう言わずに町家の店舗こそ観光客とか結構大事なところなんで、もうちょっと一歩突っ込んで、京都市は観光都市だし、観光客の安全を守るという観点からしても、これだけ増えてきたし、年間例えば10件とか20件ぐらいだったら、そちらの方も助成してもいいかなというものがあると思うんですよ。これは、住宅審議会だったら言わないことだけでも。片手落ちかなという感じはしますよね。

○事務局 住宅ということでの優先順位ということで申しましたけれども、空き家ということでは、住宅の耐震化ということだけで限定してやっているわけではございません。そういう意味では、空き家の取組を進めるという中では、耐震ということをつっ込んでやっているわけではないんですけれども、いろんなモデル事業の中では使い方を住宅に限定せずに、いろんな商業利用も含めましてやっていく、そのときに改修をしていくということもある。

それから、景観重要などの景観施策に乗っかっていただきますと、それはそれでまた施策ができますので、少し届かないところもあるんですけれども、届くところを少し強めていくという格好かと思います。

○座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議題を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。